

# 令和4年度埼玉西部消防組合議会行政視察報告書

## 1 期 日

令和4年11月1日（火）・11月2日（水）

## 2 視 察 地

- (1) 大阪府堺市 堺市総合防災センター（11月1日）
- (2) 大阪府堺市 堺市消防局（11月2日）

## 3 視 察 者

- (1) 埼玉西部消防組合議会

議 長	野 田 直 人	副議長	加賀谷 勉
議 員	小 林 澄 子	議 員	島 田 一 隆
議 員	亀 山 恭 子	議 員	中 村 正 義
議 員	田 村 秀 二	議 員	大川戸 岩 夫
議 員	粕 谷 不 二 夫	議 員	石 原 昂
議 員	荻 野 泰 男	議 員	内 村 忠 久
議 員	宮 岡 治 郎	議 員	永 澤 美 恵 子
議 員	梶 田 博 之		

- (2) 埼玉西部消防組合

消防長	岸 文 隆
次 長	須 田 雅 之（書記長）
副主幹	大 海 康 治（書 記）

## 4 視 察 事 項

- (1) 大阪府堺市 堺市総合防災センター  
「堺市総合防災センターの概要及び活用状況について」  
「大規模災害発生時の受援体制及び備蓄支援物資の保管状況について」  
「運営状況について」
- (2) 大阪府堺市 堺市消防局  
「堺市の防災対策（地域防災対策）について」  
「消防局の防災対策について」

## 5 視察報告

11月1日（火） 堺市総合防災センター  
敷地面積：約 18,900 m<sup>2</sup> 建築面積：約 4,300 m<sup>2</sup>  
延床面積：約 7,800 m<sup>2</sup>

### [施設設置の経緯]

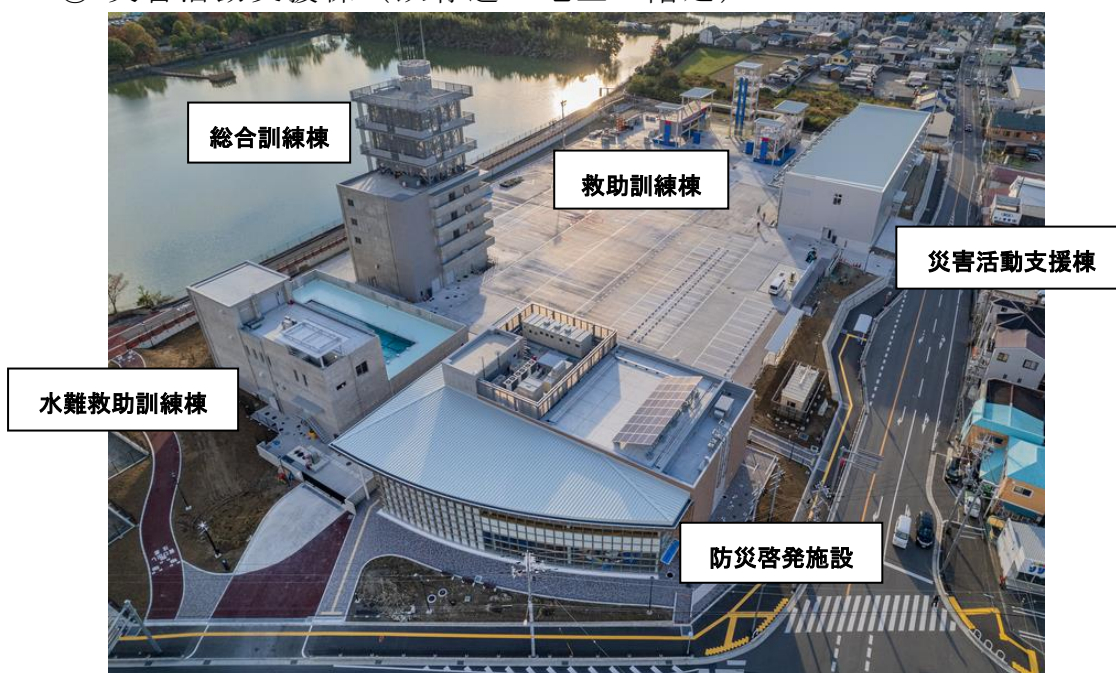
総合防災センターの整備については、平成 16 年に策定された旧美原町との合併新市建設計画において、市民の安全と安心を確保する事業として位置付けられ、重要施策として取り組んできた。

平成 27 年度に現在の土地を取得し、平成 29 年 2 月に整備計画を策定した。土地がため池であったため、平成 29 年 9 月から敷地造成工事、令和 2 年 3 月から建設工事を開始し、令和 3 年 10 月に竣工、令和 4 年 4 月から「堺市総合防災センター」として運用を開始した。

### [施設の概要]

敷地は約 18,900 m<sup>2</sup>あり、訓練スペース及び緊急消防援助隊等の集結地としての活用を想定し、敷地中央に大きくスペースをとり、囲むようにして 5 つの棟で構成している。

- ① 防災啓発施設（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階建）
- ② 水難救助訓練棟（鉄筋コンクリート造 地上 3 階建）
- ③ 総合訓練棟（鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階建）
- ④ 救助訓練棟（鉄骨造 地上 6 階建）
- ⑤ 災害活動支援棟（鉄骨造 地上 2 階建）



堺市総合防災センター敷地配置図

## [施設の特徴]

「あなたとあなたの大切な人を守るために」というコンセプトを基に、子どもから大人までが楽しく学べる体験型の防災学習施設としての機能に加え、消防職団員が様々な災害特性を想定して専門性の高い教育・訓練ができる施設を併設している。さらに、大規模災害時には、全国からの緊急消防援助隊等の集結場所、消防本部庁舎などが被災した場合における代替機能を備えるとともに、食糧・生活必需品等の備蓄、支援物資の集積・配送拠点機能を持つ広域的な災害応急対策の拠点施設としての機能を有している。



防災啓発施設内の見学状況

## [利用状況（オープンからの利用実績）]

令和4年4月15日から9月30日の来館者数

利用者数合計 28,193 人（来館者数 20,139 人 予約者数 8,054 人）

市民の利用率は約 58%

## [大規模災害発生時の受援体制及び備蓄支援物資の管理状況]

総合防災センターは、南海トラフ巨大地震などにより沿岸部にある消防本部が被災した場合などにおける代替本部としての機能を有している。

また、各機関からの応援隊（約 240 隊の車両と約 960 名の隊員）が集結し、活動拠点とできるよう計画している。車両の集結スペースは円滑な災害対策活動ができるよう一筆書きの車両動線とし、その動線上に自家用給油取扱所や備蓄倉庫などを配置している。

堺市の備蓄物資の保管状況は、上町断層帯地震による想定避難所・避難者数である約 139,000 人分の物資を備蓄しており、防災センターに加えて、各区役所や避難所、民間倉庫に分散備蓄している。

総合防災センターの備蓄倉庫には、毛布約 4 万枚、食糧（アルファ米・レトルト食品）約 14 万食、ブルーシート約 1 万枚、簡易担架 400 台の保管を目標数として、倉庫間の移動や購入事務を順次進めている。

### [訓練施設と防災機器の維持管理及びメンテナンス]

保守契約、メンテナンスについては、総合防災センター職員で担当し、運用については、各所管（警防部）にて管理運営している。

### [勤務体制]

日勤：4名（課長級1名、課長補佐級1名、係長級1名、係員1名）

市民対応スタッフ：1日6名から7名体制

（内訳）受付案内スタッフ 2名から3名（業務委託）※在籍9名

指導員 4名（再任用及びOB職員）※在籍6名

### [予算（財源）]

令和4年度は、光熱水費を含め施設全体で年間約7,000万円を計上している。

（内訳）市民への防災啓発部分として、受付案内の委託契約で年間約1,000万円、その他機器の保守やイベント消耗品で年間約300万円、イベント開催予算で年間200万円程度、合計約1,500万円となっている。

その他訓練施設等の保守管理等で約5,500万円となっている。



施設概要説明の状況



水難救助訓練棟からの風景



11月2日（水） 堺市消防局

堺市人口：81万6,559人 堺市面積：149.8km<sup>2</sup>

### [特徴・地形]

堺市は大阪府の中央南西部に位置し、西は大阪湾に面し、北は近世に改作された大和川が流れ、東は富田林丘陵、南は泉北丘陵地に画されている。泉北丘陵地の標高268.9mが最も高く、海から丘陵地に向かって緩やかな地形の変化がみられる。

大阪湾に沿った平地は、砂推及び海岸低地からなる。砂推は、標高3mから5mの範囲でかまぼこ形をなし、海岸低地から一段あがった部分は低・中位段丘である信太山台地が位置する。この台地の西端において、古墳時代に仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造された。

また、光明池と狭山池を結ぶ線より南には、泉北丘陵が位置する。丘陵は、砂利・泥岩・凝灰岩などが互層に推積する、いわゆる大阪層群からなり、標高が高く斜面も急峻である。この泉北丘陵を中心とした斜面では、古墳時代から平安時代にかけて、須恵器の窯が築かれ、焼き物の一大産地として発展した。

美原区では西除川、東除川に伴う海岸段丘があり、信太山台地の東端及び美原台地を形成する。段丘上に奈良時代から鎌倉時代を中心とした集落が点在し、中世には「河内鑄物師」の拠点となっている。



堺市消防局西尾次長兼予防部長からの挨拶



加賀谷副議長の挨拶

### [各校区の自主防災組織の構成]

堺市には93小学校区があり、自治会組織（校区自治連合協議会）を母体とした小学校区で構成されている。

小学校区の中に自治会が多いところで約25の自治会がある。25の自治会を束ねた小学校区が93あることになる。

自治会数では2,000を超えるため、サポートするには限度があることから、93の小学校区を中心に自主防災組織を構成してきた。

以前は、自治連合協議会と自主防災組織は別の組織であったが、現在では同じ組織となっている。

## [自主防災リーダーの育成]

「育成」という考えではなく、「地域の方（自主防災組織）と共に」という考え方で取り組んでいる。

堺市では、ここ数年において発生した風水害などでは、これまで記録していた数値をはるかに上回る降雨や暴風が発生している。

市民がどのように対応しなければならぬのか、地域コミュニティにおける様々な主体の連携についての取り組みの中で、避難所運営が何よりも重要と考え、地域の方が主体となってあらゆるステークホルダーから共に考える場を設定し、93 小学校区ある中で 10 小学校区を指定し、平成 27 年度から 3 か年で避難所運営をテーマに事業を展開した。



堺市危機管理課大前課長の講義

### ■避難所運営ワークショップの目的

- 小中学校などの指定避難所の運営は、市が地域の皆様と連携協働して組織した避難所運営委員会が行うことを基本としている。一方、大規模災害時には、これまでの東日本大震災や阪神淡路大震災の教訓から、行政の対応力には限界があること、特に発災から数日間は避難所運営にも着手できないことが想定される。
- 市町村職員や施設管理者が不在であっても、避難者を含めた地域の方々が主体となって避難所の開設・運営ができるような体制を整えておく必要がある。
- 避難所ごとに、発災前から地域の方々も参加した避難所運営のための組織づくりを行い、避難所運営マニュアルの作成や訓練運営に必要な資源の準備を進めることが重要となる。
- 堺市においては、地域での避難所運営がスムーズにできるよう、モデル校区を定めワークショップを実施し、避難所運営における課題や解決策を検討し、校区避難所運営マニュアルを作成した。

### ■避難所運営ワークショップ全体（3年）のスケジュール

#### ● 1年目

ワークショップを通じ校区の課題を地域と行政が協働で検証し共有する。

- ・ 堺市避難所運営ガイドラインの提示→避難所運営の全体像を明確化
- ・ 校区カルテの作成→校区の現状や課題の分析と整理
- ・ 校区避難所運営マニュアルを策定→男女共同参画、高齢者や障害者など避難行動要支援者支援など様々な視点により作成

◎ 2年目

校区の課題解決に向けて地域と行政が協働して検討する。

- ・ 避難所運営訓練の実施 ➡ 避難所運営マニュアルの検証
- ・ 避難行動要支援者の支援策を具体化
- ・ 防災情報システムによる住民と区役所の情報連携
- ・ 校区カルテの検証と更新

◎ 3年目

避難所運営マニュアルと校区カルテに基づき地区の防災計画として集約

- ・ 避難所運営マニュアル検証、校区カルテ更新を通じ、発展的に地区の防災計画を検討
- ・ 避難所と行政が連携した福祉避難所への物資供給など、公助との連携を通じ検討

- ※ 3か年の実績として地域防災力向上マニュアルを作成(平成30年2月)  
この地域防災力向上マニュアルを基に、各地域に合わせた防災の街づくり(地区防災計画)の作成を進めている。

■ 避難所運営ワークショップへの参加者

自主防災組織と行政だけでは避難所運営は成り立たないことから、様々なステークホルダー(地域住民、事業所、そして行政関係)がワークショップへ参加している。

◎ 地域住民

校区自治会、校区自主防災会、中学校PTA会長、小学校PTA会長、民生児童委員、女性団体代表、子ども会会長、青少年指導委員校区代表、交通指導委員代表、老人クラブ連合会会長、スポーツ推進委員、保護司会校区代表、厚生保護女性会代表、母子福祉会代表、各種団体代表、各種サークル代表

◎ 事業所

〇〇ウイング(株)、〇〇精工(株)、〇〇日鑄工(株)、社会福祉法人〇〇福祉会、〇〇大学、JR西日本(〇〇駅)、〇〇郵便局、〇〇幼稚園

◎ 行政関係者

〇〇小学校、〇〇中学校、区役所企画総務課、区役所自治推進課、保健センター、社会福祉協議会(区事務所)、災害地区班員、堺市危機管理室

[自主防災組織からの要望]

■ 自主防災活動への活動支援

- ◎ 校区避難所運営や自主防災訓練では、助成金を交付している。 ➡ 1校区5万円程度
- ◎ 校区自主防災組織独自で行う訓練では、保険が適用される。

## ■災害時の活動に対する補償

- ◎ 個別避難計画（高齢者、障害者への避難支援）の活動に支援する方への一部保険の適用

## ■地区防災計画策定支援

- ◎ 地区防災計画を策定する上での専門家の派遣や委託業務

## ■自主防災リーダーの継続的支援

- ◎ 防災士の資格を取得するための費用の支援
- ◎ 防災士の資格保持者によるリーダー研修の推進（現在、小学校ごとに3名）

## [避難所の開設及び運営]

### ■指定避難所

堺市では、小学校、中学校、高等学校、大学、体育館などの162箇所を指定避難所として指定している。

- ◎ 風水害時（台風、洪水、土砂災害、高潮）⇒108箇所ある避難所を開設する。

- ◎ 地震時（地震、津波）⇒162箇所

※162箇所の避難所には、約16万人が収容可能となっている。

しかし、コロナ禍では、指定避難所以外の公共施設を2次的避難所（文化ホール、公民館など）として開設できるよう調整中

### ■指定避難所対応職員

- ◎ 風水害時⇒432人（1箇所4人以上）

各局、各区にあらかじめ指定避難所を割り当て、各局、各区は、担当する指定避難所に所属職員を配置して組織として指定避難所を開設・運営する。《ねらい》全職員が避難所運営を経験し、全庁的な災害対応力の強化を図る。

- ◎ 地震時⇒648人（1箇所に4人以上）

あらかじめ地震時選定職員として指定した職員が指定避難所を開設し、各区役所に参集する直近参集職員とともに運営する。

《ねらい》地震時選定職員と直近参集職員による確実な避難所開設体制の構築



堺市防災課鈴鹿課長の講義



## [災害時の自主防災組織と堺市及び消防局との連携]

連携のイメージとしては、自主防災組織との連携が中心となってくるが、区役所を中心とした本部（災害対策本部）が集約して、救助などが必要な場合には、本部を通じて消防局に依頼し、自主防災組織と連携した活動をイメージしているが、実際にはそこまで行きついていないのが現状である。

まずは、地域の皆様を中心とした自分の命を守る、避難所の運営をテーマに、目の前で起こる風水害を含めた災害対応について、地域の皆様と進めることが重要であり、そこから公設消防との連携につながるものと考えている。

## [堺市消防局の概要]

堺市消防局は、堺市の消防部局である。同市が消防事務を受託している高石市域と大阪狭山市域も管轄している。2008年10月1日、堺市高石市消防組合が解散し発足した。

- 管轄区域  
堺市（7区）  
高石市、大阪狭山市（事務委託）
- 管轄面積  
173.2 km<sup>2</sup>  
(堺市 149.8 km<sup>2</sup>、高石市 11.3 km<sup>2</sup>、  
大阪狭山市 11.8 km<sup>2</sup>)
- 職員数  
878人
- 消防署数 9署  
分署数 1分署  
出張所数 9出張所



堺市消防局警防課赤井参事の講義

## [大規模災害時の堺市との連携活動]

消防についても堺市が母体であり堺市の事務局となっているため、防災対策については堺市の施策に入る。そのため、堺市の災害対策本部には消防局長が本部員となっている。

- 防災課 28名体制 ※うち4名が消防職員、2名が消防OB（再任用職員）
- 堺市危機管理センター（災害警戒本部）

堺市の区域内又はその周辺地域（災害対策本部が設置されるまでの小規模な災害）において発生し、又は発生するおそれがある危機事象に対して初動対応を迅速かつ適切に行うため、堺市危機管理センターを設置する。

堺市危機管理センターには、総務・情報班と対策班に分けられ、対策班として消防も対応している。

## [大規模災害時の堺市との情報共有方法]

### ■高所カメラ映像の共有

約 5 km の高所カメラを堺市役所高層館や北野田駅前高層ビルの屋上等に設置し、災害現場の状況をいち早く映像で確認することができる。

大規模災害時は、堺市役所（危機管理室、災害対策本部）にモニターが設置され伝送される。

### ■防災情報システム（O-DIS）

通常災害（火災、救急、救助など）の場合は、消防OAシステムで災害報告を行っている。

大規模災害（市内全域に渡る災害）の場合は、防災情報システムが消防局以外の各局にも設置されており、全ての局で災害情報が入力でき、災害状況を共有することができる。

## [高石市（委託市）との連携]

堺市高石消防署長は、高石市防災計画に基づき高石市災害対策本部の本部員となっている。

災害警戒本部には消防職員は入らないが、危機管理課に再任用職員として消防職員OB（現在は元堺市高石消防署長）が勤務しており、情報共有が行える状況となっている。

## [大阪狭山市（委託市）との連携]

大阪狭山市災害対策本部には、大阪狭山市防災計画に基づき堺市大阪狭山消防署が本部参画団体となっている。

災害警戒本部には、本部参画団体として、堺市大阪狭山消防署長が指名した堺市消防局の職員が入っている。

大阪狭山市危機管理室には、元大阪狭山市消防本部の職員が事務委託の際、危機管理室に異動した職員が勤務しており、情報共有が行える状況となっている。

## [消防協力事業所制度]

本制度は、平成 20 年 10 月 1 日から開始した制度で、各事業所の判断により、人員、資機材等を大規模災害が発生した際に、自主的に消火及び人命救助等の消防活動を行っていただける事業所について「消防協力事業所」として登録し、地域貢献活動をしていただくものとなっている。

### ■制度のきっかけ

平成 17 年 4 月 25 日発生したJR福地山線脱線事故

死者 107 人 負傷者 562 人



## ■制度設立の経過

- ◎ 平成 19 年度  
警備計画作成事業として消防活動要領（消防団編・自衛消防隊編）作成検討委員会を立ち上げ、制度を策定
- ◎ 平成 20 年 4 月～  
各署、関係部局・団体へ説明
- ◎ 平成 20 年 8 月 1 日  
広報誌・ホームページに掲載、公募開始
- ◎ 平成 20 年 10 月～  
制度開始 令和 4 年 4 月 1 日現在 1,354 事業所

## ■消防活動協力項目

- ◎ バケツリレー等による消火活動支援
- ◎ のこぎり、バール等を活用した救出活動支援
- ◎ 簡易な手当てによる救護活動支援
- ◎ メガホン等を使った広報活動支援
- ◎ 地域状況を把握し連携を取る情報収集活動支援
- ◎ 救助、消火、救護のための人員の派遣支援
- ◎ 一時的に施設を使用させていただく施設開放支援

## ■制度の詳細

- ◎ 登録事業所の要件

消防協力事業所制度の趣旨に賛同し、協力の申し出があった堺市・高石市・大阪狭山市内の事業所

- ◎ 活躍していただく災害

消防協力事業所が活動する災害は大規模災害とし、地震災害及び航空機・列車などの集団救急救助事故が該当（一般火災などは該当しない）

- ◎ 災害補償

事業所の命令に基づいた消防活動及び訓練などにおいて従業員が負傷した場合は、労災補償の対象となる場合がある。労災保険給付の手続きなどについては、労働者災害補償保険法に基づき申請をしていただく。ただし、場合により本市にて加入している共済保険等の対象となる場合がある。

- ◎ 費用負担

地域貢献活動としてボランティア精神に基づいた協力活動という趣旨から、活動及び訓練などに係る費用については、消防協力事業所の負担となる。

- ◎ 消防協力事業所のメリット・デメリット

《メリット》

消防協力事業所として覚書を締結していただくことによって、防災意識が向上し、災害に強い事業所となる。

また、堺市消防局のホームページなどへの掲載、「消防協力事業所」の表示マークなどの掲出、並びに名刺などへ記載していただくことにより、

地域に社会貢献度の高い事業所としてアピールすることができる。

《デメリット》

消防協力事業所に直接デメリットがあるとは考えられないが、訓練研修などの時間が必要となる。

活動訓練及び訓練などに係る費用が発生した場合、消防協力事業所の負担となる。

#### ■消防協力事業所への研修・訓練

##### ○消防協力事業所研修会

協力事業所のうち、研修会未受講の事業者の責任者等を対象として警防部警防課長が実施する研修会

《内容》消防協力事業所制度への理解を深める

・消防協力事業所制度の趣旨 ・活動協力方法 ・その他

##### ○消防協力事業所リーダー研修会

管轄区域内の協力事業所の責任者等に対して消防署長が実施する研修会  
各消防署は3年に1回開催

《内容》協力事業所のリーダー育成を目的に署長が設定



講義の状況



岸消防局長の挨拶